

松江市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年3月27日付け松江市監査委員告示第2号で公表した定期監査（一般会計・特別会計）の結果に基づき、松江市長及び松江市教育委員会教育長並びに松江市議会議長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成26年5月12日

松江市監査委員 松本 修司  
松江市監査委員 児玉 泰州  
松江市監査委員 森脇 勇人

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>(1) 補助金等の事務処理について</p> <p>補助金等交付申請書の添付書類の精査がされていないものがあった。また、補助事業等実績報告書、補助金等確定通知書について、手続きに不適切な事務処理がされていたものがあった。さらに、契約事務において財務会計上の不備があるものがあったので、チェック体制を見直し、適切な事務処理を行われたい。（島根支所地域振興課、子育て課、環境保全課、消防本部予防課、生涯学習課、スポーツ課、議会事務局総務課）（国際観光課、市民活動センター）</p>	<p>(1)-1 補助金等の事務処理について、複数人での確認を行うなどチェック体制を見直しました。 （島根支所地域振興課）</p> <p>(1)-2 補助金交付事務について、添付書類等のチェック表を作成し、複数担当で確認するよう事務処理体制を改めました。 （子育て課）</p> <p>(1)-3 提出書類の確認は、主・副担当の二人体制で行ない、申請書類等はチェックシートにより確認を行うこととしました。 （環境保全課）</p> <p>(1)-4 クラブ員数の調査を的確に行うよう、当該団体に指導するとともに、補助金額の算定を的確に行い、その他の事務処理についても、松江市補助金等交付規則に沿い適切に行うこととしました。 （消防本部予防課）</p> <p>(1)-5 補助金等交付申請書の添付書類については、松江市補助金等交付規則第4条に規定され</p>

<p>(2) 指定管理基本協定書について</p> <p>30万円未満の修繕を指定管理者が実施することとなっている施設について、松江市で修繕を実施されているケースがあった。修繕を実施されることは、必要なことであるが、基本協定書を遵守し実施されたい。(観光施設課)</p> <p>(3) 行政情報サービス利用状況等の把握について</p> <p>事業実施にあたり、費用対効果の分析が不十分なものがあった。今後は、利用状況等をきちんと</p>	<p>た添付書類（事業計画書、収支予算書）の所定様式を作成し、補助事業者に当該添付書類の提出を求めることで審査の精度を高めていきます。また、補助事業等実績報告書においても同様に添付書類の様式を作成し、補助事業者に提出を求めることとし、適正な審査を行うこととしました。</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>(1)-6 補助金等交付申請に関する書類等のチェック体制については、複数での確認を行うなどの強化を図りました。</p> <p>(スポーツ課)</p> <p>(1)-7 補助金等の書類審査については、担当者以外に、副担当、係長の複数でチェックを行うこととし、適切な事務が確実にできる体制をとることとしました。</p> <p>(議会事務局総務課)</p> <p>(1)-8 契約事務の処理につきましては、決裁後、適切に契約締結がなされたかの確認を課長・専門幹・係長が行うこととしました。</p> <p>(国際観光課)</p> <p>(1)-9 市民活動センターの一般廃棄物の収集・運搬について、清掃管理業務委託とは切り離し、平成26年度から別契約としました。</p> <p>(市民活動センター)</p> <p>(2) 指定管理により管理を行っている施設の修繕が必要となる場合は、指定管理基本協定に基づき実施してまいります。</p> <p>(3) 利用状況については、本年度アクセスログ等の通信記録を用いた把握の手法を確立し、費用対効果の分析を行うこととしました。</p>
---	---

<p>把握・分析をされ、取り組まれない。(情報政策課)</p> <p>(4) 公共施設の適正化推進について</p> <p>7月に松江市公共施設白書を公表し、外部諮問機関である松江市公共施設適正化基本方針策定委員会を設置され、その提言をもとに基本方針・適正化計画が策定される予定となっている。全職員への浸透を図り、市民の理解を得て、着実に推進されたい。(資産経営課(旧管財課))</p>	<p>なお、利用状況の把握はもとより、更なる利用促進のための具体的な検討を併せて行います。</p> <p>(4) 3月20日に外部委員会の提言を受け、4～6月にかけて、各部局へ説明及び意見聴取を行っています。その結果を踏まえ、6月末には本市としての基本方針を策定したいと考えています。その後、職員・住民への説明、市報、ホームページなどの広報活動を展開しながら基本方針の周知を徹底していく予定としています。</p> <p>適正化計画については、基本方針に基づき本年度から2ヵ年をかけて策定することとしており、住民の理解を得ながら進めていきたいと考えています。</p>
--	--